

株式会社多摩ニュータウン開発センター

第1 監査対象の概要

株式会社多摩ニュータウン開発センター（以下「会社」という。）は、主として多摩ニュータウン事業において、京王相模原線南大沢駅周辺で、地域の拠点となる商業、業務等に関する施設を建設・管理することを主な目的として、昭和63年7月に設立された会社であり、都は9億1,800万円（51.2%）を出資している。

第2 監査対象の現況

会社に対しては、経営基盤強化への努力を求めてきたが、会社は長期にわたり当期損失を計上するとともに、債務超過の状態が続いてきた。

このため、会社、都及び主要借入先金融機関は、平成12年度当初から、会社の経営再建について任意整理の方向で協議を行ってきたが合意には至らず、都は債権者として平成13年3月30日に東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同年4月12日に民事再生手続開始の決定がなされた。

今後、会社の経営は裁判所の監督下に置かれ、その再建は民事再生手続に沿って進められていくこととなる。

第3 監査の結果

平成12年度財政援助団体等監査実施計画に基づき、会社の平成10年度及び平成11年度の事業を対象に監査を行ってきたところであるが、第2監査対象の現況で述べたとおり民事再生手続が進められていることから、会社に対する監査意見を付すべき状況にはない。